

新型インフルエンザ等対策業務計画

富山地方鉄道株式会社

目 次

第1章 総 則	2
第1条 計画の目的	
第2条 基本方針	
第3条 計画の想定	
第4条 用語の定義	
第5条 発生段階	
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
第6条 対策本部の設置	
第7条 対策本部長等	
第8条 構成	
第9条 事務局	
第10条 対策本部長等の任務	
第11条 対策本部の解散	
第12条 関係機関との連携	
第13条 情報収集及び共有体制	
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	4
第14条 業務内容等	
第15条 要員の確保調整	
第16条 感染対策の検討及び実施	
第4章 その他	5
第17条 教育及び訓練の実施	
第18条 計画の見直し	

富山地方鉄道新型インフルエンザ等対策業務計画

第1章 総 則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、富山地方鉄道株式会社（以下「当社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当社は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、特措法その他の法令、富山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）及びこの計画に基づき、旅客の協力を得つつ、国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、当社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の想定)

第3条 この計画の想定は、県行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した社員等の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に社員等が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、社員等自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には社員等の最大40%程度が欠勤する。

(用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等
感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延の)をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策
特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置
特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエ

ンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

(発生段階)

第5条 新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、県行動計画に基づき、次のとおりとする。

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第6条 社長は、新型インフルエンザ等が発生し、富山県インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する当社の対応を協議するため、富山地方鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

(対策本部長等)

第7条 対策本部長は、社長とし、対策本部副本部長は、専務とする。

(構成)

第8条 対策本部の構成は、別表1のとおりとする。

(事務局)

第9条 対策本部の事務局は、地鉄ビル4階本社総務部に設置し、事務局長は総務部長とする。

(対策本部長等の任務)

第10条 対策本部長、対策本部副本部長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を統括する。
- (2) 対策本部副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局は、対策本部の運営を統括する。
- (4) 対策本部を構成する本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(対策本部の解散)

第11条 対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第6条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第12条 当社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施する上で不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

(情報収集及び共有体制)

第13条 当社は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第14条 当社は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の感染状況に応じた運行計画によって旅客の運送を適切に実施する。

(要員の確保調整)

第15条 当社は、第3条の想定を踏まえ、運行計画に基づく要員の確保調整を行うことにより新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第16条 当社は、社員等への感染防止対策として、マスク着用等咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの励行を図る。

- 2 旅客の感染防止対策として、車両や各施設へのポスター類の掲示、また車両、駅構内放送等により、マスク着用等咳エチケットの励行等の協力の呼びかけに努めるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第17条 当社は、平素から正しい知識を習得し、社員等への周知に努め、的確な新型コロナウイルス等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型コロナウイルス等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型コロナウイルス等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型コロナウイルス等対策業務についての訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第18条 当社は、適時、この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、富山県知事に報告し、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(付 則)

この計画は、平成28年 4月 1日から施行する。